

文教福祉常任委員会 平野裕子委員長の不信任決議

令和4年12月13日開催された文教福祉常任委員会において、高橋とみお委員の委員会での発言中、平野委員長は委員長権限において、高橋とみお委員の発言を中止する旨要請した。

議会会議規則第112条では、発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

と定めている。

当該規則に照らせば、内容が簡明であり、議題外にわたらない発言については、委員長といえども委員の発言を制止することはできない。

高橋委員の発言は、議案の範囲内の執行部への要望であり、これまで慣例として委員会質疑において委員による執行部への要望は問題なく行われていた。

本件を看過すれば、本委員会での委員の発言の平等が保たれないため、高橋委員から平野委員長へ発言中止要請の取り消しを求めたが、受け入れられなかったため、ここに不信任決議をする。

令和4年12月13日

佐倉市議会 文教福祉常任委員会